社会福祉法人精華町社会福祉協議会
指定介護予防通所介護相当サービス運営規程

（事業の目的）
第１条　社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が開設する指定介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または機能訓練指導員、介護職員等の従事者（以下「従業者」という。）が、利用者の社会参加及び利用者の自立に向けた心身機能の維持・向上を図るため、要支援状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、自立支援の観点に立った効果的で効率的なサービスの提供を図り、目標を定めて日常生活上必要な機能訓練等を行う。
２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
（１）名　称　　社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
（２）所在地　　京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字砂留２２番地１

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第４条　本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
（１）管理者　１名（常勤兼務１名）
　管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
（２）生活相談員　２名（常勤専従１名・常勤兼務１名）
　生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、それぞれの利用者に応じて支援計画を作成し、利用者及び家族に対してその内容等の説明並びに相談援助等を行うものとする。
（３）機能訓練指導員兼看護師　５名（非常勤兼務５名）
　機能訓練指導員兼看護師は、利用者の自立支援の観点に立って必要な機能訓練を行うとともに、利用者の健康チェック、入浴時のバイタルチェック、日常生活上の世話等を行うものとする。
（４）介護職員　１１名（常勤兼務２名・非常勤専従９名）
　介護職員は、送迎・入浴・食事等の介助において、利用者の自立支援の観点に立った介助及び日常生活上の世話を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業の営業日及び時間は、次のとおりとする。
（１）営業日は、月曜日から土曜日とする。ただし、１月１日から１月３日までの日並びに１２月２９日、３０日及び３１日は除く。
（２）営業時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
（３）サービス提供時間は、午前９時３０分から午後３時４５分までとする。

(事業の利用人員)
第６条　事業所の利用定員は、１日３５人とする。

(事業の内容及び料金その他の費用の額)
第７条　事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その１割（一定所得以上の方は２割または３割）の額とする。
（１）入浴サービス
（２）給食サービス
（３）生活指導（相談・援助等）レクリエーション
（４）機能訓練（日常動作訓練）
（５）健康チェック
（６）送迎
２　事業者は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。
（１）昼食費　７００円（おやつ代１００円含む）
（２）レクリエーション及びクラブ活動費用　材料代等の実費をいただきます。
（３）複写物の交付　１ページにつき１０円
（４）日常生活上必要となる諸費用（紙おむつ等）
①尿とりパッド　　２０円／枚
②紙おむつ　　１００円／枚
③リハビリパンツ　１００円／枚
３　前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)
第８条　通常の事業の実施区域は、精華町の区域とする。

(サービス又は施設利用にあたっての留意事項)
第９条　利用者は事業の提供を受ける際に、当日の健康状態について、従業者に報告を行うものとする。
２　利用者は許可された施設及び付属設備以外の物を使用しないこと。また、その使用を終了したときは、直ちに従業者の点検を受けなければならない。
３　利用者はあらかじめ決められた場所又は、許可を受けた場所以外での飲食はしな

いこと。

(緊急時における対処方法)

第１０条　従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

２　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第１１条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年１回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理等）

第１２条　利用者の使用する施設、食器その他の施設又は飲食に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第１３条　本会は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後１カ月以内

（２）継続研修　年１回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。

この規程は、平成３０年１２月　１日から施行する。

この規程は、平成３１年　４月　１日から施行する。